

第3期広島県地球温暖化対策実行計画

平成24（2012）年12月

広島県

目 次

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	1
3 計画の基準年度	2
4 計画の期間	2
5 計画の対象	2
(1) 対象とする温室効果ガス	2
(2) 対象範囲	2
(3) 対象機関	3

第2章 温室効果ガスの排出量等の状況

1 温室効果ガスの特性	4
2 第2期計画における取組結果	5
3 平成23年度の排出状況	6
(1) 資源・エネルギーの使用状況	6
(2) 温室効果ガスの排出量	6

第3章 計画の目標と取組の基本方針

1 温室効果ガス排出量目標	7
(1) 目標の考え方	7
(2) 項目別排出量の削減目標	8
2 目標達成に向けた取組の基本方針	8
(1) 省資源・省エネルギー対策の推進	9
(2) 廃棄物の減量化, リサイクルの推進	9
(3) 環境に配慮した製品等の購入・使用	10
(4) 建築物の建設・管理等における配慮	10
(5) 職員の環境保全意識の向上	10

第4章 目標達成のための具体的な取組

1 省資源・省エネルギー対策の推進	11
2 廃棄物の減量化, リサイクルの推進	14
3 環境に配慮した製品等の購入・使用	15
4 建築物の建設・管理等における配慮	15
5 職員の環境保全意識の向上	16

第5章 計画の推進と点検・公表

1 推進・点検体制	17
2 実行計画の推進	17
3 実施状況の点検	17
4 取組状況の公表	18
5 その他	18

《参考資料》	20
--------	----

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化は、生態系や生活環境に深刻な影響を及ぼすものであり、早急に対策を推進することが求められている。

平成9(1997)年12月の「気候変動枠組条約第3回締結国会議」において「京都議定書」が採択され、平成17(2005)年に発効し、日本は、平成20(2008)年から平成24(2012)年の期間中における平均的な温室効果ガスの排出量を、平成2(1990)年比で6%削減することを国際的に約束した。

また、平成21(2009)年9月の国連気候変動サミットにおいて、我が国の目標として、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減することを表明した。

一方、県においては、平成23(2011)年3月に環境政策に係る基本理念や目標を定めた「第3次広島県環境基本計画」の策定を行い、平成23(2011)年3月には、県民・事業者・行政等が総合的に温室効果ガスの削減対策に取り組むためのマスタープランとして「第2次広島県地球温暖化防止地域計画」を策定し、県全域を対象とした温室効果ガスの削減目標を設定した。

さらに、地球温暖化防止対策を充実・強化するため、「広島県生活環境の保全等に関する条例」を平成23(2011)年12月に一部改正し、事業者における温室効果ガス削減の取組を促進することとした。

県自らの事務・事業から排出される温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、平成17年度から22年度までを計画期間とする「第2期広島県地球温暖化対策実行計画」を策定して取組を行ってきたところであり、今回「第3期広島県地球温暖化対策実行計画」(以下「計画」という。)を策定し、環境に配慮した率先行動を含む包括的な取組を進めていく。

2 計画の目的

県は、地域における様々な施策や事業を行う行政としての役割のほか、各種の製品やサービスの購入・使用や建築物の建築・維持管理など、事業者・消費者としての性格も併せ持っている。

県自らが事業者・消費者としてその事務・事業の執行に際し、環境に配慮した率先行動に努めることとし、県が排出する温室効果ガスの排出抑制及び職員一人ひとりの省エネルギーに係る率先行動、計画の推進に関して毎年度ごとに状況確認・評価等を加えながら更なる取組の強化を図ることを目的とする。

また、その取組を庁内外に明らかにすることによって、事業者・県民等の自主的かつ積極的な取組と行動を促進する。

3 計画の基準年度

計画の基準年度は、平成 23(2011)年度とする。

4 計画の期間

計画の期間は、平成 24(2012)年度から平成 27(2015)年度までの 4 年間とし、この間の社会情勢の変化、技術の進歩、点検の結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

5 計画の対象

(1) 対象とする温室効果ガス

対象物質は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC（ハイドロフルオロカーボン）とする。

法で規定する温室効果ガスは、他に PFC（パーフルオロカーボン）、六フッ化硫黄があるが、県で関連する業務がなく、排出量が少ないと推定されるため、対象外とした。

(2) 対象範囲

県が実施する事務・事業全般とする。

ただし、病院における電気及び燃料の使用や、警察における公用車燃料の使用、水道事業における電気など、業務の性格上、県民の安全・安心や県民サービスの維持等のために温室効果ガスの削減目標を設定しにくい業務・項目等（以下「県民生活の安全等に係る事業」という。）については、削減目標の対象外とする。

また、管理運営委託をしている施設や指定管理施設についても、削減に係る実効性のある方策がないため、削減目標の対象外とする。

なお、対象外の事業等についても、温室効果ガスの排出抑制等に必要な措置を

講じるよう要請するものとする。

表1 県民生活の安全等に係る事業

区 分	内 容
病 院	電気, ガス, 重油及び麻酔剤(笑気ガス)の使用
水道事業	電気の使用
船 舶	漁業取締船・調査船及び警察用船舶の軽油の使用
警 察	ガソリン及び軽油の使用, 走行距離, HFC エアコン冷媒
航 空 機	防災及び警察ヘリコプターの燃料の使用
農業関係	試験研究機関, 農業高校等での窒素含有肥料の使用, 家畜のふん尿・ゲップ等

(3) 対象機関

計画の対象機関は、次に掲げる組織の本庁及び地方機関（県立学校、警察署等を含む。）とする。

- 知事部局（広島県行政組織規則に定める機関）
- 企業局
- 県議会
- 教育委員会
- 公安委員会
- 監査委員事務局
- 人事委員会事務局
- 労働委員会事務局
- 広島海区漁業調整委員会事務局
- ※ 対象機関に係る建築物を「庁舎等」という。

第2章 温室効果ガスの排出量等の状況

1 温室効果ガスの特性

地球温暖化を引き起こす温室効果ガスには表2のものがあるが、代表的な温室効果ガスは二酸化炭素である。

温室効果の強さは、各温室効果ガスによって異なり、二酸化炭素の温室効果を「1」とした場合の「地球温暖化係数（GWP）」という数値で表す。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が発表した地球温暖化係数によると、積算期間100年（各温室効果ガスが100年間に及ぼす地球温暖化の効果）の場合、二酸化炭素を「1」とすると、メタンは約20倍、一酸化二窒素は約300倍もの影響を及ぼすことになる。

表2 温室効果ガスの種類

温室効果ガス	地球温暖化係数	特徴	主な用途，発生源
二酸化炭素	1	代表的な温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> 石油，石炭，天然ガス等の化石燃料の燃焼 廃棄物等の燃焼
メタン	21	天然ガスの主成分で，常温では気体であり，燃焼する	<ul style="list-style-type: none"> 化石燃料，廃棄物等の燃焼 家畜の反芻，糞尿
一酸化二窒素	310	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（二酸化窒素等）のような害はない	<ul style="list-style-type: none"> 化石燃料，廃棄物等の燃焼 家畜の糞尿 窒素系肥料の施肥 麻酔用ガスとしての使用
HFC (13種類)	140～11,700	塩素がなく，オゾン層を破壊しないフロン	<ul style="list-style-type: none"> カーエアコンや冷蔵庫等の冷媒 スプレー製品などの充填剤
PFC (7種類)	6,500～9,200	水素もなく，炭素とフッ素だけからなるフロン	<ul style="list-style-type: none"> 半導体のエッチングガス 電子部品等の製品の洗浄
六フッ化硫黄	23,900	硫黄とフッ素だけからなる	<ul style="list-style-type: none"> 変圧器の電気絶縁ガス 半導体のエッチングガス

2 第2期計画における取組結果

(1) 計画期間

平成17年度～平成22年度（基準年度：平成15年度）

(2) 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素，HFC（ハイドロフルオロカーボン）の4種類（第3期と同じ）

(3) 対象機関

知事部局，企業局，病院事業局，教育委員会，公安委員会（第3期と同じ）

(4) 目標値

県民生活の安全等に係る事業を除く事業について，基準年度から5%削減する。

表3 温室効果ガス排出量に関する目標

項目	基準年度（H15）	目標年度（H22）	削減目標
県民生活の安全等に係る事業を除く事業	55,038t-CO ₂	52,271t-CO ₂	2,767t-CO ₂ 削減（削減率5%）

(5) 温室効果ガス排出量

空調機器の効率的な運転管理等やオフィスコスト節減等の取組により，目標年度においてすべての項目で減少し，削減率5%の目標を達成している。

表4 温室効果ガス排出量の推移（単位：t-CO₂）

項目	H15	H19	H20	H21H	H22	H15比
県民生活の安全等に係る事業を除く事業	55,038	46,436	41,718	39,335	41,129	△25.3%
電気の使用	38,676	33,866	31,202	29,936	31,068	△19.7%
上水道の使用	874	719	673	618	629	△28.0%
燃料の燃焼 （公用車を除く）	13,139	10,124	8,208	7,404	8,024	△38.9%
公用車の使用	2,349	1,637	1,635	1,377	1,408	△40.1%

注) 排出量の計算に当たっては，排出係数の変動の外部要因を除くため，H15から係数を固定している。

3 平成 23 年度の排出状況等

(1) 資源・エネルギーの使用状況

第 3 期計画の基準年度となる、平成 23 年度における県の事務・事業（県民生活の安全等に係る事業を除く）に伴う資源・エネルギーの使用量は次のとおりである。

表 5 県の事務・事業における資源・エネルギー使用量（平成 23 年度）

項目	単位	本庁	地方機関	合計	
電気使用量	kwh	12,912,548	54,605,577	67,518,125	
上水道使用量	m ³	90,959	912,706	1,003,665	
エネルギー供給設備等燃料使用量	都市ガス	m ³	215,153	821,737	1,036,890
	LPG	kg	624	73,125	73,749
	灯油	L	12,497	1,051,894	1,064,391
	重油	L	305,392	464,300	769,692
	ガソリン	L	5,126	3,068	8,194
	軽油	L	5,804	6,428	12,232
公用車等の燃料使用量等	ガソリン	L	87,563	416,808	504,371
	軽油	L	1,144	20,750	21,894
	天然ガス	m ³	636	521	1,157
	走行距離	km	1,158,947	5,800,884	6,959,831
HFCエアコン冷媒使用の車	台	84	703	787	

(2) 温室効果ガスの排出量

平成 23 年度における県の事務・事業（県民生活の安全等に係る事業を除く）に伴う温室効果ガスの排出量は次のとおりで、表 5 「資源・エネルギー等の使用状況」の数値をもとに算出した。

表 6 県の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量（平成 23 年度）

項目	排出量（t-CO ₂ ）	全体に占める割合（%）
電気の使用	29,438	76.1
上水道の使用	581	1.5
燃料の燃焼 （公用車を除く）	7,365	19.0
公用車の使用	1,310	3.4
合計	38,694	100.0

注) 排出量はH19 から固定した係数で計算

第3章 計画の目標と取組の基本方針

1 温室効果ガス排出削減目標

(1) 目標の考え方

これまで平成19～23年度の実績で、実質平成19年度比▲13%の温室効果ガスを削減している。

表7 平成19年度からのCO₂削減状況

年度	H19※	H22	H23
CO ₂ 排出量	44,650 t-CO ₂	41,129t-CO ₂	38,694t-CO ₂
削減率 (H19比)	—	▲8%	▲13%

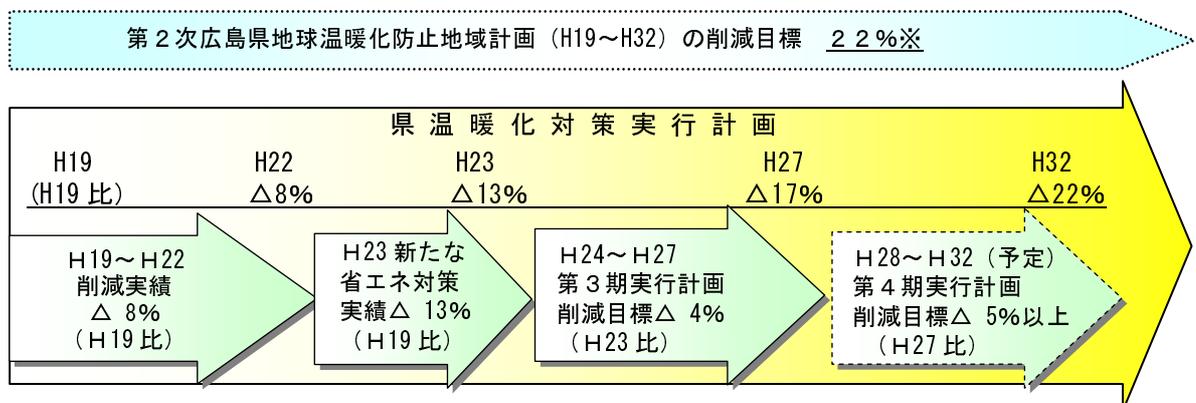
※ H19 排出量は、H23 時点で県の事務・事業から対象外となった施設を除いて再計算したもの（排出係数はH19から固定）

計画の目標値として、県全体の計画である「第2次地球温暖化防止地域計画」の目標値（H32でH19比▲22%削減）を目指すこととする。

よって、第3期における温室効果ガス排出量の削減目標は、県民生活の安全等に係る事業を除いた事業の排出量について、平成24年度から年平均1%以上、平成27年度までの4年間で4%を削減する。

なお、設定にあたっては「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という。）における事業者の中長期的な削減目標である「年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減」との整合性も考慮した。

図1 温室効果ガス排出量の推移と削減目標



〔※ 第2次広島県地球温暖化防止地域計画の運輸・民生（業務）・その他ガスの目標値から電力排出係数の改善分を考慮して算出した22%を、H19を基準としてH32までの間に削減する。〕

(2) 項目別排出量の削減目標

県民生活の安全等に係る事業を除いた事業の各項目について、平成23年度の実排出量に対し、省エネ法に準じて平成24年度から平成27年度まで年1%ずつの削減を図る。

各年度の排出量の実績については、排出係数の変動の外部要因を除いて、県の努力により削減した排出量を算出する。

表8 温室効果ガス排出量の目標値（外部要因を除いて算定）

項目	【基準年度】 平成23年度*	【目標年度】 平成27年度*	削減目標**	
			削減量	削減率
電気の使用	33,489 t-CO2	32,149 t-CO2	1,340 t-CO2	4%
上水道の使用	361 t-CO2	347 t-CO2	14 t-CO2	
燃料の燃焼 (公用車を除く)	7,321 t-CO2	7,028 t-CO2	293 t-CO2	
公用車の使用	1,262 t-CO2	1,212 t-CO2	50 t-CO2	
合計	42,433 t-CO2	40,736 t-CO2	1,697 t-CO2	4%

※ 平成23年度は、直近の排出係数を用いた実排出量である。

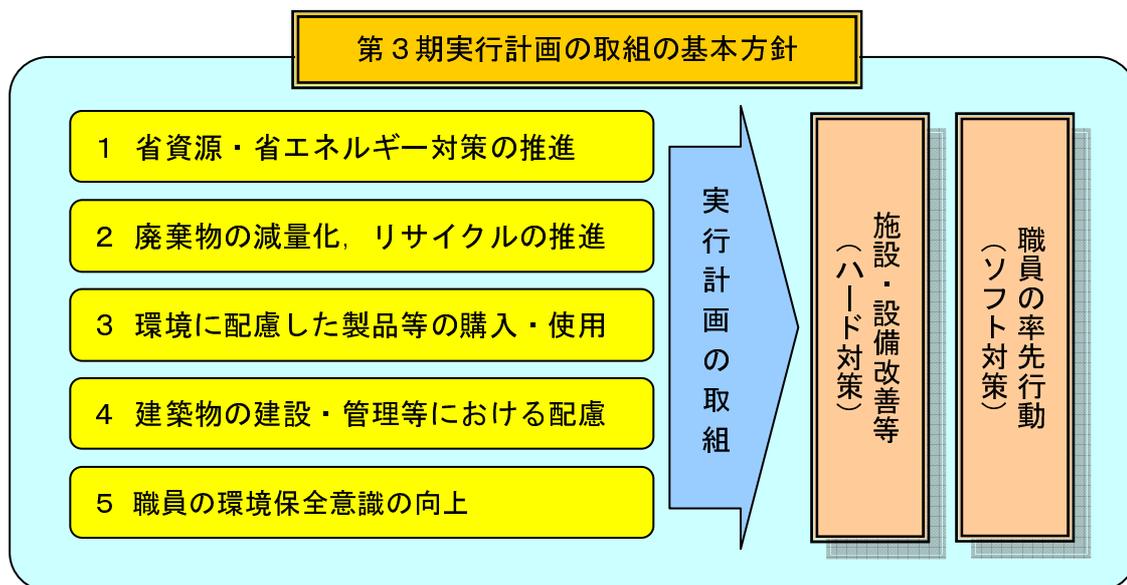
平成27年度は、外部要因を除外するため、H23に用いた排出係数を用いて算出する。

平成19年度からの削減率の達成状況は、H19から固定した排出係数による排出量で評価する。

※※ 排出係数が地域計画の予測どおり改善しない場合には、削減目標値の見直しを行う。

2 目標達成に向けた取組の基本方針

次の5つの項目別に、施設・設備改善等（ハード対策）と職員の率先行動（ソフト対策）を併せて実施する。



(1) 省資源・省エネルギー対策の推進

【重点取組】

平成 23 年度から実施している「県の省エネルギー対策の重点取組」の各項目について推進する。

- ① 電気使用量の削減
- ② エコドライブの推進
- ③ マイバッグ持参等

【基本取組】

- ① 時間外縮減などの業務改善を図る。
- ② クールビズ・ウォームビズによる夏季・冬季の省エネ対策に取り組む。
- ③ カーボンオフセットの積極的な活用を図る。

(2) 廃棄物の減量化，リサイクルの推進

【基本取組】

- ① 庁舎等から発生する廃棄物は、市町が定める「廃棄物処理（実行）計画」に基づき、分別排出の徹底など、廃棄物の減量化とリサイクル率の向上に努める。
- ② 作成する資料について、資料の簡素化や電子化によるペーパーレスの推進を図る。
- ③ 物品について、長期利用の徹底を図るとともに、庁内LANの「物品リユースコーナー」の活用など再利用に努める。
- ④ 3M（マイバッグ・マイボトル・マイはし）の取組など、エコオフィス運動の徹底を図る。

(3) 環境に配慮した製品等の購入・使用

【基本取組】

- ① 公用車について、低公害車等を率先して導入する。
- ② 電気使用機器等について、省エネタイプへの更新を推進する。
- ③ 購入物品等について、「広島県グリーン購入方針」に基づき、環境への負荷の少ない製品の使用・購入を推進する。
- ④ 「広島県リサイクル製品登録制度」により登録された製品の使用に努め、県内における資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化を促進する。

(4) 建築物の建設・管理等における配慮

【基本取組】

- ① 庁舎等の改修時等において、建物の断熱化・遮熱化を図る。
- ② 庁舎等の照明設備について、蛍光灯の高効率化やLED化等を進める。
- ③ 庁舎等において、省エネ改修や太陽光発電等の再生可能エネルギーシステム等の導入等を促進する。

(5) 職員の環境保全意識の向上

【基本取組】

- ① 環境に関する研修会などの計画的な実施を行う。
- ② 庁内LAN（全庁掲示板等）等を活用して環境保全に関する情報を提供する。

第4章 目標達成のための具体的な取組

1 省資源・省エネルギー対策の推進

【重点取組】 今計画において、「県の省エネルギー対策の重点取組」を新たに盛り込み、重点的に実施する。

項目	施設・設備改善等	職員の率先行動
電気使用量の削減	<p>[照明]</p> <ul style="list-style-type: none"> 照明器具については、高効率照明やLED照明への転換を図る。 <p>[空調]</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷房効果を高めるため、庁舎等の窓に断熱・遮熱フィルムを貼る。 暖房用器具は、適切に清掃・管理し、効率的に使用する。 空調のインバータ化や省エネエアコンへの更新を図る。 庁舎等の省エネルギー診断等を活用し、冷暖房設備の効率的な運転に努める。 <p>[見える化]</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用電力の情報等は、LAN画面や全庁掲示板に掲載して、職員へフィードバックする。 	<p>[空調]</p> <ul style="list-style-type: none"> 空調負荷軽減のためのブラインド管理を徹底する。 ファンコイルユニットの温度や風量調整を行い、温度管理に努める。 冷気・暖気の吹き出し能力の低下を防ぐため、ファンコイルユニットの周囲には物を置かない。 <p>[OA機器等]</p> <ul style="list-style-type: none"> パソコンの消費電力削減のため、「スタンバイ」、「休止状態」モードの設定を徹底するとともに設定時間の短縮化に努める。 (特にモニター画面の消費電力は高いので、輝度を適切に調整するとともにモニター画面をこまめに切る) 会議や出張等で1時間45分以上席を外している間はパソコンの電源を切る。 冷蔵庫は、11月～3月の使用を控え、可能であればコンセントを抜く。
エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> 公用車に燃費計を取り付け、燃費を直接体感できるようにする。 公用車の燃費データをとりまとめ、職員にフィードバックして、エコドライブの認識を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> 最初の5秒で時速20kmを目安に発進する「ふんわりアクセル」を実践する。 運行時は加減速の少ない運転を実践する。 停止位置がわかったら早めにアクセルオフを行う。
マイバッグ持参等	<ul style="list-style-type: none"> オリジナル・マイバッグを作成、有償配布し、マイバッグ持参やレジ袋辞退の意識の浸透を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 買物時には、マイバッグを持参するよう心がける。 マイバッグを持参しない場合にも、レジ袋を辞退するよう努める。 職場に共用のバッグを備え、買い物時に利用する。

【基本取組】

項目	施設・設備改善等	職員の率先行動
電気使用量の削減	<p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> エレベーターが複数台数ある場合は、間引き運転を行うなど効率的な運用に努める。 自動販売機は、省エネルギー型への転換・更新を図る。 電気機器を導入・更新する場合には、省エネ型の機器を選定する。 庁舎等において省エネ管理マニュアルを作成し、利用形態に応じた管理体制をとる。 待機電力削減のため、延長コード購入時は、コンセントごとに通電を止められるスイッチ付きタップを優先する。 	<p>[照明]</p> <ul style="list-style-type: none"> 昼休憩や晴天時の窓際の照明は、支障のない範囲内で消灯する。 廊下・階段等の共用部分の照明は、支障のない範囲内で消灯する。 事務室内の未利用スペースの照明は、支障のない範囲内で消灯する。 会議室や更衣室などの照明は、使用後は必ず消灯する。 <p>[空調]</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議室の冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止する。 コピー機の省電力（予熱）モードを活用する。 長時間、電気機器を使用しない場合は、待機電力を削減するためコンセントを抜く。 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的な配線に努め、たこ足配線を解消する。 最寄りの階へ移動は、エレベーターの利用を控え、階段を利用する。 近くに手動ドアがある場合は、自動ドアの利用を控える。 空調効率を高めるために扇風機等で気流を作る。
エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> 公用車の更新時には、低公害車等を導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 適正なタイヤ空気圧の維持など、適正な点検整備を徹底する。 荷物の積み降ろし、人待ち、待機時は、アイドリング・ストップを行う。 業務に支障のない範囲内で自動車の利用抑制に努め、積極的に公共交通機関を利用する。 同一目的地へは相乗りを行うなど、公用車の共同利用、合理的・効率的利用に努める。 近距離の移動については、徒歩、自転車利用に努める。 環境性能の高い電気自動車や低公害車を積極的に活用する。
水道・ガス・重油等の使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎等の水道水圧を調整し、節水を推進する。 水道蛇口へ節水コマを取り付けるなど、水使用量を抑制する。 	<ul style="list-style-type: none"> 食器洗いや洗面、歯磨きなどをするときには、こまめに水を止める。 ガス使用時の沸かし過ぎの防止、炎（ガス量）の調整など、ガスコン

	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレに擬音装置を設置するなどして、水使用量を抑制する。 ・ 燃焼設備、ポンプ等の更新等の際は、高効率の機器の導入を促進する。 	<p>ロや湯沸器を効率的に使用する。</p>
業務改善		<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外勤務の縮減に努める。 ・ 一斉退庁日には、早めに消灯できるように定時退庁に努める。
クールビズ・ウォームビズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷暖房の適切な運転管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季において、28℃を目安にした冷房温度の管理等を徹底し、軽装に努める。 ・ 冬季において、19℃を目安にした暖房温度の管理等を徹底し、暖かい服装を励行する。
カーボンオフセット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県のイベント等で使用した電力等について、排出量に相当するCO₂のカーボンオフセットを行うよう配慮する。 	

2 廃棄物の減量化，リサイクルの推進

【基本取組】

項目	施設・設備改善等	職員の率先行動
庁舎等から発生する廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎等が所在する市町の分別収集ルールに沿って，ごみの分別を徹底し，資源化の取組に協力する。 	
紙類の使用削減		<ul style="list-style-type: none"> コピーは原則として両面印刷とし，用紙使用量を抑制する。 コピー機使用後は，リセットボタンを押し，ミスコピーを防止する。 片面コピー不要紙は，専用の回収ボックスに収集し，コピー機に専用トレイを設けて裏面を再利用する。 会議の規模などに応じ，プロジェクター等を活用して，用紙使用量を抑制する。 使用済封筒は，遞送用の封筒，回覧袋，郵便袋等に再利用する。 資料・印刷物・刊行物の部数やページ数は，必要最小限とする。 ファクシミリは送信票を廃止し，本文余白を利用する。 庁内LAN（電子決裁，電子メール，掲示板，文書箱等）の積極的な利用により，用紙の配布を抑制する。 シュレッダーの使用は必要最小限とする。 書類の電子化を進めるとともに，紙資料は適切なファイリングにより共有化・必要最小限化を図る。 プリントアウト前には，印刷イメージで確認するなど，ミスプリントの防止に努める。
物品の長期利用等	<ul style="list-style-type: none"> 事務用品や備品の再利用を推進するため，庁舎等内でのリユース物品等の保管スペースを確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 机，椅子等の長期的使用を図るとともに，事務用品や電気製品等は修理して再利用する。 文具等は，詰替などにより長期使用する。 フラットファイルなどのファイリング用品は，再利用する。 物品等は，リース又はレンタル契約による効率的利用を推進する。 庁内LANの「物品リユースコーナー」を積極的に活用する。 3M（マイバッグ・マイボトル・マイはし）の取組に努める。

3 環境に配慮した製品等の購入・使用

【基本取組】

項目	施設・設備改善等	職員の率先行動
環境配慮製品の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ O A機器, 家電製品, 照明及び温水器等の購入に当たっては, 広島県グリーン購入方針に基づき, 省エネルギー型の機器の調達に努める。 ・ 広島県登録リサイクル製品を優先的に調達するなど, 再生資材や建設副産物の有効利用を促進する。 ・ 公用車の更新に当たっては, 低公害車等を導入する。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品等の購入に当たっては, 使い捨て製品を極力抑制し, 詰め替え可能な文具や簡易な包装のものを選択する。 ・ 紙類, 納入印刷物, 文具類, オフィス家具類, 制服・作業服, インテリア・寝装, 作業用手袋, その他繊維製品等の購入に当たっては, 広島県グリーン購入方針に基づき, 調達目標の達成に努める。 ・ 必要とする物品等に広島県登録リサイクル製品があるときは, 登録リサイクル製品を優先的に調達する。 ・ 率先導入した次世代低公害車により地球温暖化防止や新エネルギー導入促進の普及啓発を図り, イベントや環境学習等に活用する。

4 建築物の建設・管理等における配慮

【基本取組】

項目	施設・設備改善等	職員の率先行動
設計・施工時等	<p>[建物の建築・改修時]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎等の建築に当たっては, 自然採光を活用した設計となるよう配慮する。 ・ 庁舎等の省エネルギー診断を受診し, 計画的に省エネタイプの空調の導入など省エネ改修に努める。 ・ 改修に伴い, 十分な省エネルギー効果が見込まれる施設については, E S C O事業の導入等も検討する。 ・ 庁舎等には, 太陽光発電などの再生可能エネルギーシステム等を導入するよう努める。 ・ 庁舎等の建築に当たっては, 高断熱化等の施工により熱負荷の抑制に努める。 ・ 建築物の規模・用途に応じ, 雨水利用や排水の中水利用設備の導入を検討する。 	

	<ul style="list-style-type: none"> 給水装置の末端に、必要に応じて感知式の洗浄弁や自動水栓など、節水に有効な器具を設置する。 透水性舗装や浸透ます等を必要に応じて設置し、雨水の浸透と地下水のかん養を図る。 庁舎等内に分別回収（リサイクル）のための場所を確保する。 <p>[照明設備等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 照明は、高効率照明やLED照明への転換を進める。（再掲） <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨水利用・排水の中水利用設備等の管理の徹底を図る。 有害物質等の排出の抑制や適正な処理が図られるよう、設備の維持管理を行う。 敷地や屋上について、環境に配慮した緑化の計画的な推進や植え込み等の適切な維持管理を図る。 	
--	--	--

5 職員の環境保全意識の向上

【基本取組】

項目	啓発等の実施	職員の率先行動
研修及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 職員の環境保全意識の向上を図るため、環境に関する講演会・研修などを計画的に実施する。 職員に対し、庁内LAN（全庁掲示板等）等により、省エネ対策等に関する情報を提供する。 パソコン起動画面に、省エネ対策を呼びかける文面を掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会への参加に努める。 提供された情報を参考に、環境配慮の意識を高め、率先して行動する。

第5章 計画の推進と点検・公表

1 推進・点検体制

実行計画の実効性を確保するため、次のとおり各機関に推進責任者及び推進員を置く。

(1) 推進責任者

- 本 庁：局長を補佐し，局全体の総合マネジメントを行う部長（部長が置かれない機関については，これに相当する職にある者）
- 地方機関：地方機関の長
- 所掌事務：各所属において，職場実態に応じた取組目標等を毎年度設定するなどし，職員一人ひとりが意識を持って実行計画に取り組むよう啓発に努める。

(2) 推進員

- 本 庁：各課長等
- 地方機関：各課長等
- 所掌事務：推進責任者の指示・監督のもと，所属の職員一人ひとりが意識を持って実行計画に取り組むよう，きめ細やかな取組を具体的に推進するとともに，実行計画の取組状況の把握を行う。

2 実行計画の推進

- 地球環境対策推進会議は，推進責任者や推進員等に対する説明会や研修会を開催したり，情報提供等を行うことにより，実行計画の周知徹底を図る。
- 各部局等の幹事課等は，推進責任者及び推進員等と緊密に連携し，実行計画の円滑な推進に努める。
- 推進責任者及び推進員は，所属の職員一人ひとりが意識を持って実行計画に取り組むよう努める。

3 実施状況の点検

- 推進責任者及び推進員は，所属の実行計画の推進状況について，把握に努める。
- 各部局等の幹事課等は，推進責任者及び推進員等と調整の上，推進状況を把握するとともに，目標の達成に努める。

- 地球環境対策推進会議は、毎年度の実行計画の取組結果を取りまとめる。

4 取組状況の公表

- 地球環境対策推進会議は、実行計画の進捗状況及び実施結果について、ホームページや環境白書等により公表する。

5 その他

- 実行計画は、県の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に関する計画であるが、一方で県は省エネ法の対象事業者である。
- 省エネ法では、年1%以上のエネルギー消費原単位改善の努力義務があり、実行するための推進体制も定められている。
- 温暖化対策は、省エネ対策と連携して行うことが効率的であることから、計画の推進に当たっては、地球環境対策推進会議と各省エネ法所管事業部局が必要に応じて協議を行い、取組を進めていくこととする。

図2 実行計画の推進・点検体制

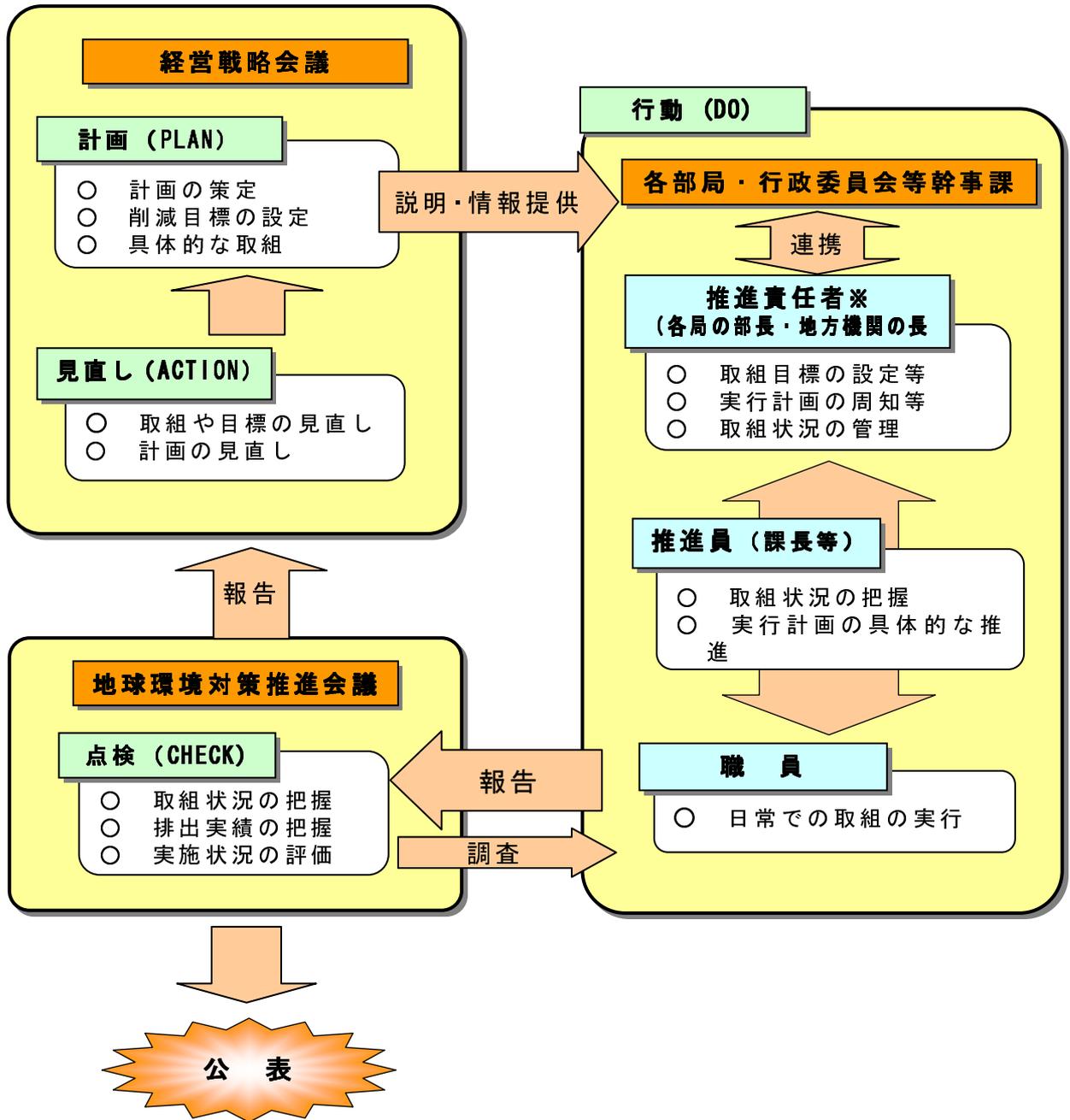


図3 広島県地球温暖化対策実行計画の削減目標

■ 平成19年度実績

H23 現在、対象外となった施設を除外して再計算

○県民生活の安全等に係る事業を除いた排出量 (係数固定)	44,650 t CO2
・電気の使用	32,744 t CO2
・上水道の使用	701 t CO2
・燃料の燃焼	9,568 t CO2
・自動車の走行	1,637 t CO2

【県民生活の安全等に係る事業】

- ・病院…電気、ガス、重油、麻酔剤の使用
- ・水道事業…電気の使用
- ・船舶…漁業取締船・調査船、警察用船舶の軽油の使用
- ・警察…ガソリン、軽油の使用、走行距離、HFC エアコン冷媒
- ・航空機…防災・警察ヘリの燃料の使用
- ・農業関係…試験研究機関等での窒素含有肥料の使用、家畜のふん尿・ゲップ

■ 平成22年度実績

H19 比
8%削減

○県民生活の安全等に係る事業を除いた排出量 (係数固定)	41,129 t CO2
・電気の使用	31,068 t CO2
・上水道の使用	629 t CO2
・燃料の燃焼	8,024 t CO2
・自動車の走行	1,408 t CO2

■ 平成23年度実績

H19 比
13%削減

○県民生活の安全等に係る事業を除いた排出量 (係数固定)	38,694 t CO2	直近の電力排出係数を使用	○県民生活の安全等に係る事業を除いた排出量 (H23 算出)	42,433 t CO2
・電気の使用	29,438 t CO2		・電気の使用	33,489 t CO2
・上水道の使用	581 t CO2		・上水道の使用	361 t CO2
・燃料の燃焼	7,365 t CO2		・燃料の燃焼	7,321 t CO2
・自動車の走行	1,310 t CO2		・自動車の走行	1,262 t CO2

【H24~H27 の取組予定】

- 省エネ設備導入等のハード事業で1,065 t 削減 (2.5%相当)
- 節電対策やエコドライブ等の取組で632 t 削減 (1.5%相当)

H23 比で
4%削減
(年1%)

■ 平成27年度目標

○県民生活の安全等に係る事業を除いた排出量 (H23 算出)	40,736 t CO2
・電気の使用	32,149 t CO2
・上水道の使用	347 t CO2
・燃料の燃焼	7,028 t CO2
・自動車の走行	1,212 t CO2

H27 比で
5%以上削減

■ 平成32年度予定

第2期実行計画 (平成17～22年度) 基準年度・15年度

第3期実行計画 (平成24～27年度) 基準年度・23年度

第2次広島県地球温暖化防止地域計画 (平成23～32年度) 基準年度・19年度

広島県部局等別二酸化炭素排出量状況（平成19年度実績）

（県民生活の安全等に係る事業を除く事業）

単位：kg-CO2

部局等名		電気の使用	上水道	燃料の燃焼	自動車の走行	合計
会計管理部	本庁			361		361
	地方機関					0
	計	0	0	361	0	361
総務局	本庁	4,632,662	42,618	1,318,249	32,048	6,025,577
	地方機関	3,430,030	44,559	1,712,223	955,241	6,142,053
	計	8,062,692	87,177	3,030,472	987,289	12,167,630
企画振興局	本庁			1,804	9,405	11,209
	地方機関	3,058,479	26,609	809,830	105,318	4,000,236
	計	3,058,479	26,609	811,634	114,723	4,011,445
危機管理監	本庁	51,358	170	409	6,457	58,394
	地方機関	94,459	6,587	62,252	4,546	167,844
	計	145,817	6,757	62,661	11,003	226,238
環境県民局	本庁	0	0	2,120	27,228	29,348
	地方機関	0	0	2,216	342	2,558
	計	0	0	4,336	27,570	31,906
健康福祉局	本庁			316	14,200	14,516
	地方機関	478,558	9,638	209,669	78,301	776,166
	計	478,558	9,638	209,985	92,501	790,682
商工労働局	本庁	13,723	58	1,218	25,000	39,998
	地方機関	535,356	7,390	200,597	19,797	763,140
	計	549,079	7,448	201,815	44,797	803,139
農林水産局	本庁			1,167	12,904	14,071
	地方機関	192,719	9,195	164,744	134,005	500,663
	計	192,719	9,195	165,910	146,909	514,734
土木局	本庁	25,294		3,938	16,948	46,180
	地方機関	345,545	2,620	915	6,673	355,753
	計	370,839	2,620	4,853	23,621	401,933
知事部局計	本庁	4,723,037	42,846	1,329,582	144,190	6,239,654
	地方機関	8,135,147	106,598	3,162,445	1,304,223	12,708,413
	計	12,858,183	149,444	4,492,027	1,448,413	18,948,067
病院事業局	本庁					0
	地方機関		117,014		587	117,601
	計	0	117,014	0	587	117,601
企業局	本庁			271	12,663	12,933
	地方機関		1,467	2,098	50,780	54,345
	計	0	1,467	2,368	63,443	67,278
教育委員会	本庁			451	12,103	12,554
	地方機関	14,089,153	358,607	3,861,394	98,866	18,408,020
	計	14,089,153	358,607	3,861,845	110,969	18,420,574
警察本部	本庁	1,574,275	19,508	333,342		1,927,125
	地方機関	4,222,253	55,191	875,419		5,152,863
	計	5,796,528	74,700	1,208,760	0	7,079,988
議会 各行政委員会	本庁			3,022	13,745	16,767
	地方機関					0
	計	0	0	3,022	13,745	16,767
合計	本庁	6,297,311	62,354	1,666,667	182,702	8,209,034
	地方機関	26,446,553	638,877	7,901,356	1,454,456	36,441,242
	計	32,743,864	701,231	9,568,023	1,637,158	44,650,276

注) この表は、平成23年時点で県の事務・事業の対象外となった施設を除いて再計算した。

広島県部局等別二酸化炭素排出量状況（平成23年度実績）

（県民生活の安全等に係る事業を除く事業）

単位：kg-CO2

部局等名		電気の使用	上水道	燃料の燃焼	自動車の走行	合計
会計管理部	本庁			1,669		1,669
	地方機関					0
	計	0	0	1,669	0	1,669
総務局	本庁	3,846,646	21,797	1,084,545	28,942	4,981,930
	地方機関	4,440,785	46,993	1,423,642	126,730	6,038,150
	計	8,287,431	68,790	2,508,187	155,672	11,020,080
企画振興局	本庁			1,534	7,184	8,718
	地方機関					0
	計	0	0	1,534	7,184	8,718
危機管理監	本庁	49,444	133	238	9,635	59,450
	地方機関	89,810	5,830	24,587	4,096	124,323
	計	139,254	5,963	24,825	13,731	183,773
環境県民局	本庁			3,473	17,523	20,996
	地方機関				2,223	2,223
	計	0	0	3,473	19,746	23,219
健康福祉局	本庁			2,436	17,661	20,097
	地方機関	467,190	7,357	164,698	155,273	794,518
	計	467,190	7,357	167,134	172,934	814,615
商工労働局	本庁	24,554		3,698	37,013	65,265
	地方機関	488,413	5,715	165,624	16,721	676,473
	計	512,967	5,715	169,322	53,734	741,738
農林水産局	本庁			1,037	44,951	45,988
	地方機関	214,240	5,181	130,569	368,604	718,594
	計	214,240	5,181	131,606	413,555	764,582
土木局	本庁	22,771		5,421	20,723	48,915
	地方機関	906,464	5,109	89,187	332,093	1,332,853
	計	929,235	5,109	94,608	352,816	1,381,768
知事部局計	本庁	3,943,415	21,930	1,104,051	183,632	5,253,028
	地方機関	6,606,902	76,185	1,998,307	1,005,740	9,687,134
	計	10,550,317	98,115	3,102,358	1,189,372	14,940,162
病院事業局	本庁					0
	地方機関		99,983	0	4,686	104,669
	計	0	99,983	0	4,686	104,669
企業局	本庁			1,090	9,125	10,215
	地方機関		2,018	11,487	36,794	50,299
	計	0	2,018	12,577	45,919	60,514
教育委員会	本庁				12,197	12,197
	地方機関	13,235,300	296,776	3,344,967	42,467	16,919,510
	計	13,235,300	296,776	3,344,967	54,664	16,931,707
警察本部	本庁	1,686,456	30,736	287,827		2,005,019
	地方機関	3,965,799	53,494	612,340		4,631,633
	計	5,652,255	84,230	900,167	0	6,636,652
議会 各行政委員会	本庁			4,646	15,182	19,828
	地方機関					0
	計	0	0	4,646	15,182	19,828
合計	本庁	5,629,871	52,666	1,397,614	220,136	7,300,287
	地方機関	23,808,001	528,456	5,967,101	1,089,687	31,393,245
	計	29,437,872	581,122	7,364,715	1,309,823	38,693,532

注) この表は、平成19年度の係数を固定して算出したもの